

第21回くまもと障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目 的

この大会はスポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある選手が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民及び熊本市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名 称

第21回くまもと障がい者スポーツ大会

3 主 催

熊本県、熊本市

4 共 催

熊本県市長会、熊本県町村会、社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会、熊本県身体障害児者施設協議会、熊本市身体障害者福祉協会連合会、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会、熊本県知的障がい者施設協会、熊本市知的障害者施設協会、公益社団法人熊本県精神保健福祉協会、一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会、熊本県障害者スポーツ・文化協会、熊本県社会就労センター協議会

5 運営主管

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団

熊本県身体障害者卓球協会

熊本県視覚障害者卓球協会

熊本県障害者フライングディスク協会

熊本ボッチャ協会

6 競技主管

一般財団法人熊本陸上競技協会、熊本市陸上競技協会、一般社団法人熊本県水泳協会、熊本市水泳協会、熊本県アーチェリー協会、熊本市アーチェリー協会、熊本県卓球協会、熊本市卓球協会、熊本県ボウリング連盟、熊本市ボウリング協会、熊本ボッチャ協会

7 後 援（予定）

熊本県教育委員会、熊本市教育委員会、熊本県特別支援学校長会、熊本県特別支援教育研究会、熊本市特別支援教育研究会、熊本県特別支援学級等設置学校長会、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会、社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会、熊本市視覚障がい者福祉協会、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会、熊本市ろう者福祉協会、熊本県障害児・者親の会連合会、公益財団法人熊本県スポーツ協会、熊本市スポーツ協会、社会福祉法人熊本県共同募金会、熊本市共同募金委員会、公益財団法人熊本善意銀行、熊本日新聞社、NHK熊本放送局、熊本放送、テレビ熊本、くまもと県民テレビ、熊本朝日放送、エフエム熊本、FM791

8 協 力（予定）

学校法人熊本学園大学、国立大学法人熊本大学、学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学、学校法人銀杏学園熊本保健科学大学、学校法人中九州第三学園熊本社会福祉専門学校、学校法人YMCA学園、専修学校熊本YMCA学院、熊本県立熊本工業高等学校、学校法人九州学院九州学院高等学校、学校法人開新学園開新高等学校、学校法人泉心学園熊本国府高等学校、学校法人加寿美学園熊本中央高等学校、熊本県立熊本西高等学校、熊本市立必由館高等学校、熊本市立千原台高等学校、学校法人東海大学東海大学附属熊本星翔高等学校、熊本県立済々黉高等学校、学校法人鎮西学園鎮西高等学校、陸上自衛隊北熊本駐屯地曹友会、陸上自衛隊健軍駐屯地曹友会、陸上自衛隊高遊原分屯地曹友会、陸上自衛隊熊本駐屯地曹友会、第一生命保険株式会社熊本第一生命オフィス、その他関係機関・団体

9 大会期日、実施競技及び会場

令和4年（2022年）5月22日（日）（予定）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 【開会式】 | 熊本県民総合運動公園陸上競技場 |
| 【陸上競技：身体・知的】 | 熊本県民総合運動公園陸上競技場 |
| 【ボウリング競技：知的】 | パスカワールド宇土 |
| 【卓球競技：身体・知的・精神】 | 熊本県身体障がい者福祉センター体育館 |

令和4年（2022年）4月24日（日）（予定）

- | | |
|---------------|------------------------|
| 【水泳競技：身体・知的】 | アクアドームくまもと（熊本市総合屋内プール） |
| 【フライングディスク競技】 | アクアドームくまもと多目的広場 |
| 【ボッチャ競技：身体】 | 熊本県身体障がい者福祉センター体育館 |

※サウンドテーブルテニス競技は、2月実施（予定）の熊本県視覚障害者卓球協会主催大会を第21回くまもと障がい者スポーツ大会と位置づける。

10 参加予定人員

選手	500人
役員等	700人
合計	1,200人

11 選手団

選手団は、各市及び各地域振興局（各市を除く）単位で編成する。

12 参加選手資格

大会に参加できる選手は、次の各号に該当する者とする。

(1) 共通事項

- ① 県内に住所を有する者又は県内の施設、学校等に在籍している者。
- ② 年齢13歳以上の者。（令和4年（2022年）4月1日現在）

(2) 身体障がい者の部

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

(3) 知的障がい者の部

厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

(4) 精神障がい者の部

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

13 参加選手の決定

参加選手は、各市及び各地域振興局（各市を除く）単位の申込みに基づき、主催者において決定する。

14 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則及び本大会申し合わせ事項による。

15 競技種目及び障害・年齢区分

- (1) 個人競技 別表Ⅰ～Ⅱのとおりとする。

16 参加種目及び制限

(1) 個人競技

- ① 第22回全国障害者スポーツ大会への参加を希望する者。
- ② 出場選手は、同一競技内で1種目までであるが、水泳競技及びフライングディスク競技については、同一競技内で2種目まで出場できる。
- ③ 知的障がい者は、過去2年以内に〈別表Ⅲ〉の参加標準記録表に示された条件を満たした者とする。ただし、近年新型コロナウイルス感染症の観点から、大会の中止や自主練習等ができず記録がない場合は、過去2年以内に限らない。
- ④ 開催日が異なる競技は、重複して出場することができる。

17 表彰

- (1) 出場した選手には、卓球競技を除いて記録証を授与する。
- (2) 卓球競技においては、上位3名を表彰する。

18 健康・安全管理

参加選手及び役員の健康・安全管理については、参加する個人又は団体において十分配慮するものとする。主催者においては、応急処置のみを行う。

また、大会当日の傷害保険（見舞金程度）については、主催者において加入する。

19 新型コロナウイルス感染防止対策

内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染防止対策を行う。

20 その他

本大会の結果は第22回全国障害者スポーツ大会の熊本県代表選手及び熊本市代表選手決定の参考資料とする。

なお、新型コロナウイルス感染等の事由により本大会を中止した場合、第22回全国障害者スポーツ大会の熊本県代表選手及び熊本市代表選手決定については、過去の本大会及び他の大会記録をもって自薦及び他薦とする。

このため、他の大会における自己の記録証（写し）若しくはそれに準ずるものについての準備を要するものとする。